

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I-3	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
									予算額（百万円）	1,618,601	178,134	162,149	—	—
									決算額（百万円）	1,507,038	150,635	154,622	—	—
									経常費用（百万円）	106,991	148,831	169,094	—	—
									経常利益（百万円）	▲35	▲104	483	—	—
									行政サービス実施 コスト（百万円）	—	116	▲350	—	—
									従事人員数（人）	407	432	456	—	—

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。 平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。  
平成 27 年度、平成 28 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行うこと。</p> <p>また、事業費の適切な執行管理の下、地方公共団体から委託又は要請される業務を着実に実施すること。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、更なる加速化を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p><b>(1) 復興市街地整備事業の推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p><b>(2) 災害公営住宅の整備</b></p> <p>被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。</p>	<p><b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b></p> <p>平成 28 年度から「復興・創生期間」を迎え、引き続き復興事業がピークである中、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、CM方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、着実な実施を図るものとする。</p> <p>被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。</p> <p><b>(1) 復興市街地整備事業の推進</b></p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。</p> <p><b>(2) 災害公営住宅の整備</b></p> <p>被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。</p> <p><b>(3) 福島県の前発避難区域における復興支援</b></p> <p>支援要請のあった被災地方公共団体に対して、国等と連携して事業実施に係る支援を実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>－</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>－</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり確実に進めているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>①支援体制等</p> <p>引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業がピークである中、女川・陸前高田の両事務所において面整備事業担当の副所長を新增設するなど、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、完成時期の遵守と施工品質の確保を両立させながら、事業を着実に実施した（H28.3：446名⇒H29.3：454名）。</p> <p>また、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、復興市街地整備事業、災害公営住宅整備事業の着実な推進を図った。</p> <p>②復興市街地整備</p> <p>16自治体から委託を受け、26地区で事業計画等の策定・検討を行い、12自治体から委託を受けて22地区約1,300haで事業を実施した。平成28年度中に333haの引渡しを行い、計589ha（45%）の引渡しが完了した（平成28年度末までに6地区で引渡し完了）。</p> <p>高台住宅地に限っては約8割、嵩上げ・低地を含めた全体では約5割の引渡しが完了した。</p> <p>インフラ整備、駅や商業施設の開業、高台住宅地の完成等、住まいとまちの復興が目に見える形で着実に進捗した。</p> <p>あわせて、土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化や、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援等を行い、にぎわい再生に向けた取組も実施した。</p>	<p>&lt;判定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、「復興・創生期間」の初年度で、復興事業がピークである中、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。</p> <p>復興市街地整備事業については、22地区約1,300haの面整備を機構が実施した。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施し、山田町大沢地区、織笠地区、東松島市野蒜北部丘陵地区などで地区内の宅地引渡しが完了するなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施した。</p> <p>また、南三陸町志津川地区、大船渡市大船渡駅周辺地区では整備引渡しを行った土地に商業施設が開業するなど、住まいとまちの復興が目に見える形で進捗している。</p> <p>あわせて、土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化や、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援等を行い、にぎわい再生に向けた取組も実施した。</p> <p>災害公営住宅については、要請済み地区での精力的な整備に取り組み、被災16自治体から85地区5,833戸の要</p>

					<p>を実施した。</p> <p><b>【整備事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・志津川地区（宮城県南三陸町） 高台住宅地は平成 28 年度末で全て引渡しを完了し、地区の核となる商業施設（さんさん商店街）が平成 29 年 3 月に開業した。</li> <li>・新門脇地区（宮城県石巻市） 住宅地の整備が概成し、平成 29 年 3 月、まちびらき式典を開催した。</li> <li>・野蒜北部丘陵地区（宮城県東松島市） 平成 28 年 11 月に全宅地の引渡しを完了し、自立再建住宅の建設が進んでいる。また、平成 28 年 11 月の駅前の地域交流・観光物産交流センターの開業に合わせて、まちびらき式典を開催した。地区内の災害公営住宅は平成 29 年夏に完成・引渡す予定である。</li> <li>・大船渡駅周辺地区（岩手県大船渡市） 地区内の津波復興拠点エリアにおいて、平成 28 年 3 月と 5 月にホテル、6 月に地区内の大型商業施設が相次いで開業した。平成 29 年 4 月には仮設店舗の移転先である飲食店、物販店も開業予定で、なりわいの再建が着実に進捗した。</li> </ul> <p>③災害公営住宅整備</p> <p>15 市町及び福島県から 85 地区 5,833 戸の建設要請を受け、調査・設計を実施し、全地区で着工した（工事受注者決定）。うち 75 地区 4,563 戸が完成し、9 自治体で支援完了した（うち平成 28 年度完成：27 地区 2,185 戸、7 自治体で支援完了）。うち、福島県の原子力災害被災者向けの復興公営住宅についても、2 地区 126 戸が完成した。</p> <p>公営住宅の整備に当たっては、機構の賃貸住宅経営のノウハウを活用し、コミ</p>	<p>請を受け、うち 75 地区 4,563 戸において完成・引渡しを実現させ、大船渡市、陸前高田市、塩竈市、多賀城市等で支援が完了した。また、平成 29 年度末までには全地区において完成・引渡しを完了する目途がついた。</p> <p>あわせて、UR 賃貸住宅事業で培った経験・ノウハウを活用し、戸建住宅での生活に慣れた入居者間のコミュニティ形成支援等の取組も積極的に実施した。</p> <p>福島原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、国等と連携しながら、大熊町、双葉町、浪江町の復興拠点を中心に支援を本格化させ、大熊町大川原地区では、平成 29 年 2 月の都市計画決定、平成 29 年 3 月の事業認可を経て、平成 29 年度当初には事業を受託する見通しとなった。</p> <p>CM方式については、平成 28 年度は大量の宅地引渡しやまちの顔となるエリア拡大が実現され、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。また、これまでの一連の取組に加えて、頻繁な宅地引渡しに伴う業務集中への対応など、事業段階を踏まえたフォローも継続され、業務運営の円滑化も継続して進められている。さらに事業完了地区が現れてきたことに対応した実務書の充実化検討や外部機関における研究会等への参画・連携の取組により、水平展開に資するステップアップがなされた。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p>
--	--	--	--	--	--	---

					<p>ユニティ形成支援や高齢者等に配慮した住環境の整備を実施した。</p> <p><b>【完成・引渡し事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿折地区（宮城県気仙沼市）：284 戸</li> <li>・清水沢地区（宮城県塩竈市）：170 戸</li> <li>・志津川東地区（第2）（宮城県南三陸町）：165 戸</li> <li>・門脇地区（宮城県石巻市）：151 戸</li> <li>・山田中央地区（岩手県山田町）：146 戸</li> </ul> <p>④福島県の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援</p> <p>国等と連携しながら、3自治体（大熊町、双葉町、浪江町）の復興拠点を中心に支援を本格化した。</p> <p><b>【大熊町】</b></p> <p>平成26年3月に復興まちづくりの推進に向けた覚書を交換、平成26年6月に協定を締結し、大川原地区の復興拠点の整備に向けた計画策定、事業化に向けた支援を行い、平成29年2月に都市計画決定（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）、平成29年3月に事業認可を得た。また、同地区に建設予定の町庁舎等についても、平成28年秋頃から発注に向けた公募資料等の作成を支援した。</p> <p>平成29年3月に大熊町と変更協定を締結し、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の受託や新庁舎等発注者支援、さらに特定復興再生拠点区域の検討まで含めた一体的な大熊町の復興まちづくり支援を本格的に開始した。</p> <p><b>【双葉町】</b></p> <p>双葉町における町内復興拠点の整備を推進するため、平成28年9月に同町と「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換した。双葉町復興まちづくり長期ビジョンや双葉町内復興拠点基本構想に位置づけられた双葉町内復興拠点の整備等の</p>	
--	--	--	--	--	--	--

					<p>復興まちづくりの加速化を図るため、平成29年3月に同町と協定を締結し、相互連携することを確認した。</p> <p><b>【浪江町】</b></p> <p>浪江町における復興まちづくりを推進するため、平成28年11月に同町と「浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換した。同町が平成29年3月に策定した「復興まちづくり計画【第二次】」の中で位置づけた「先端的な事業・産業の誘致・創出」の場としての棚塩地区において、復興まちづくりを協力して推進するため、平成29年3月に同町と協定を締結し、相互連携することを確認した。</p> <p>⑤CM方式の活用等</p> <p>平成24年度に導入開始したCM方式については、導入から3～4年で全地区において大規模土工事が概ね完了し、順次まちの概成を迎える段階に到達した。特に平成28年度においては大量の宅地引渡しを行い、全体の5割が完成した。</p> <p><b>【各現場でのCM方式の活用に係る取組】</b></p> <p>市町・UR・CMRが連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりに必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。</p> <p>また、頻繁な宅地引渡しに伴って短期間に発生する設計変更事務手続きの平準化に寄与するための一部完成検査の合理化等といった業務集中への対応や、事業完了段階におけるCM業務の契約完了に関する運用方法の整理を実施し、CM方式をより現場で使いやすいものとするための取組についても継続的に</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>実施した。</p> <p>【CM方式の全国展開、水平展開に向けた取組】</p> <p>事業完了の段階に対応して、導入したCM方式について、工期短縮、コスト、安全、品質の観点から中間評価を実施し、実務書の充実にに向けた検討を継続的に実施した。</p> <p>国交省による「東日本復興CM方式の検証と今後の活用に向けた研究会」（H28.9～H29.3）において、URから制度設計、改善、評価等のこれまでの取組を提供するとともに、近年頻発する災害に対する復興事業への適用可能性はもとより、一般の建設工事における復興CM方式の適用可能性を検証し、現在国交省で進めている「多様な入札契約方式のモデル事業募集」にあたってモデル事業の一例として提示した。また、土木学会におけるコストプラスフィー契約検討へのノウハウ提供等、外部機関における研究会等への参画・連携を積極的に実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
無し